

大都市圏制度に係る論点等について

【検討の背景】

平成18年12月の「大都市圏整備法に基づく政策区域制度等の見直しの方向について(報告)」(大都市圏制度調査専門委員会)において、「人口・産業の集中抑制、圏域内の受け皿整備の観点からの現行政策区域制度の役割は縮小」「今後広く行政部内における方向感を持った検討が進められることを期待」とされたところ。報告の前提となった広域地方計画の策定が目前に迫り、その具体的イメージが現れてきたことから、今後の大都市圏制度の具体的な方向性について議論する環境が整ってきたところ。

地方分権改革推進委員会より、平成20年12月までに2次にわたる勧告が出されており、建設計画の策定等、国が地方自治体に対して義務付け・枠付けを行っている事務について、特に見直すべきとの方向性が示されているところ。

【検討の視点】

三大都市圏においては、他の圏域とは異なる課題が存在するのか。また特別な取り扱いが必要か。

個別分野の制度では対応が困難であって、総合的な大都市圏制度としての取組が必要か。国の関与はいかにあるべきか。

【論点】

1. 圏域全体の都市インフラ等の総合的・計画的整備

大都市圏については、大都市圏整備法に基づき国土交通大臣が決定する整備計画等と、国土形成計画法に基づき同じく国土交通大臣が決定する広域地方計画が併存。これら2つの計画をそれぞれ作成する必要があるのか。少なくとも両計画を一体として作成するなど、地方公共団体等の負担軽減を図るべきではないか。

これらの計画策定にあたり、国土審議会の関わり方はどのようにあるべきか。広域地方計画の作成に関与する広域地方計画協議会や有識者懇談会等との関係はどのようにあるべきか。

2. 大都市近郊部及び周辺部の都市環境等の総合的・計画的整備

近畿圏・中部圏においてのみ、圏域全体を対象とする整備計画等に加え、一つの府県内において適用される建設計画を必ず作成することが必要か。少なくとも、各府県が必ず建設計画を作成することまでは必要ないのではないか。

大都市近郊部や周辺部を対象を限定している工業団地造成事業、固定資産税に係る地方財政措置は、今後も必要か。特に、他法令における措置も存在する地方財政措置について、引き続き必要と言えるか。

工業団地造成事業や地方財政措置のように、大都市近郊部や周辺部に地域を限定している仕組みが必要なければ、近郊整備地帯等の区域も不要とすべきではないか。

3. 近郊緑地の保全等

従来からの無秩序な市街地化の防止や生活環境の改善に加え、大都市の局地的・劇的な気象の緩和等のためにも、近郊緑地の保全制度(届出、勧告)を維持すべきではないか。

近郊緑地の保全制度は、大都市圏に関する法制度、都市緑地に関する法制度のどちらで捉えるべきか。

近郊緑地を保全すべき地域の指定手続き、エリア等について、どのように考えるべきか。国が指定することは合理的か。保全のための計画が必要なのか。それは誰が作成すべきか。

4. 文化財の保存、観光資源の保全・開発

観光圏整備、歴史まちづくり等の法整備が進む中で、近畿圏・中部圏においてのみ、保全区域の指定や保全区域整備計画の作成が必要か。少なくとも、各府県が必ず保全区域整備計画を作成することまでは必要ないのではないか。

5. その他